

## 平成30年度千葉市防災会議男女共同参画の視点を取り入れる部会 議事録

- 1 日時： 平成31年1月16日（水） 10時00分～12時00分
- 2 場所： 千葉中央コミュニティセンター 41会議室
- 3 出席者： （委員）7人・代理1人  
山下委員（部会長）、種池委員、大木委員、深味委員、片桐委員、浅野委員、  
廣田委員、荒井委員代理  
（事務局）  
松島危機管理監  
危機管理課：相楽課長、中野主査、大江主事  
防災対策課：柿崎課長、鈴木担当課長、大久保主査、椎名主任主事
- 4 傍聴人： 2人
- 5 議題
  - (1) 避難所開設・運営マニュアルの見直しについて
  - (2) みんなで考えよう！避難所のこと  
男女共同参画の視点で避難所運営を実践するための情報・ヒント集 について
  - (3) 被災地派遣の報告（平成30年7月豪雨への本市の対応）
- 6 配布資料
  - (1) 資料1-1 避難所開設・運営マニュアルの見直しについて
  - (2) 資料1-2 地域による避難所開設・運営の手引き【平常時編】
  - (3) 資料1-3 地域による避難所開設・運営の手引き【災害時編】
  - (4) 資料2 みんなで考えよう！避難所のこと  
男女共同参画の視点で避難所運営を実践するための情報・ヒント集  
（説明資料・冊子）
  - (5) 資料3 被災地派遣の報告（平成30年7月豪雨への本市の対応）
  - (6) 追加資料 災害時の乳幼児栄養救援活動と授乳のあり方（浅野委員提供資料）
- 7 議事の概要
  - (1) 避難所開設・運営マニュアルの見直しについて  
事務局（防災対策課長）より資料1-2及び資料1-3を参照しつつ、資料1-1に  
基づき説明をし、その後、質疑応答が行われた。  
質疑応答後、浅野委員より、資料「災害時の乳幼児栄養救援活動と授乳のあり方」に  
基づき、説明があった。
  - (2) みんなで考えよう！避難所のこと 男女共同参画の視点で避難所運営を実践するた  
めの情報・ヒント集 について

荒井委員代理より、資料2に基づき説明をし、その後、質疑応答が行われた。

(3) 被災地派遣の報告（平成30年7月豪雨への本市の対応）

事務局（危機管理課長）より、資料3に基づき報告をし、その後、質疑応答が行われた。

8 会議経過

(1) 開会

危機管理監による開会の挨拶が行われた。

【危機管理監】

危機管理監の松島でございます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、本部会の趣旨をご理解いただき、ご出席いただきましたこと、心から感謝申し上げます。

また、日ごろから本市の市政各般にわたりまして、ご支援・ご協力をいただいておりますこと、この場をおかりしまして、御礼申し上げます。

さて、昨年、我が国においては、6月の大阪府北部の地震、7月の西日本を中心とした豪雨、9月の北海道胆振東部地震と、大規模な自然災害が相次いで発生しました。

これらを含む東日本大震災以降の災害では、多くの課題が指摘され、特に男女共同参画の視点に配慮した防災対策の推進が重要な課題となっております。

本市においても、首都直下地震の切迫性が取り上げられる中、平成25年9月に本部会を立ち上げ、委員の皆様からは、地域の防災活動への女性の参画を始め多くのご提言をいただき、千葉市地域防災計画などへの反映をしているところです。

本日は、事務局から「避難所開設・運営マニュアルの見直し」と、浅野委員にご協力いただき作成した「男女共同参画の視点で避難所運営を実践するための情報・ヒント集」について説明させていただきます。さらに、7月の西日本を中心とした豪雨では、本市からも職員を派遣しておりますので、被災地での対応状況についてのご報告をさせていただきます。委員の皆様から、これらについて、貴重なご意見をいただけるよう、よろしく願いいたします。

終わりに、委員の皆様、ますますのご健勝を祈念いたしまして、私のあいさつと代えさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

(2) 議題

ア 避難所開設・運営マニュアルの見直しについて

【防災対策課長】※説明概要

(ア) マニュアル見直しの趣旨

これまで使用していた避難所開設・運営マニュアルについて、避難所運営委員会から理解しづらい等の意見があり、より分かりやすい形でマニュアルを作成し、提供することが課題となっていた。

避難所運営委員会からの意見や好事例を踏まえて、より分かりやすく、実践的な内容をチェックシート形式にまとめたマニュアルを見直したもの。

熊本地震で得た教訓や災害時用公衆電話、LGBT（性的少数者）への配慮等につ

いても今回の見直しを契機に追記している。

(イ) 手引き・マニュアル構成等の見直し

見直し前の手引きは、避難所及び避難所開設・運営の概要を記載した「第Ⅰ部 概要（総論）」、避難所運営委員会を設立するためのマニュアルを記載した「第Ⅱ部 避難所運営委員会を設立するためのマニュアル」、避難所開設・運営マニュアルの作成例を記載した「第Ⅲ部 作成例」、「第Ⅲ部－2 様式集」の三部構成となっていた。

それぞれについて、次のとおり見直した。

a 第Ⅰ部について（平常時の活動内容の充実）

第Ⅰ部については、避難所運営委員会設立後、「こういった活動をしていけばいいかわからない」といった意見が多くあったため、平常時の活動内容や留意点等をまとめたマニュアルとした。

b 第Ⅱ部について（見直し後のマニュアルで削除）

第Ⅱ部については、避難所運営委員会の設立が9割を超えた（平成31年1月1日現在 255/274（約93.1%））ことから、設立マニュアルは解説・運営の手引きからは除き、各区くらし安心室において個別対応とする。

c 第Ⅲ部について（チェックシート形式に見直し、ルール集を追加）

第Ⅲ部については、避難所開設・運営には、マニュアルを読み込んでいる避難所運営委員だけでなく、一般の避難者にも参加してもらう必要があるため、最低限行うべきことをチェックシート形式にまとめたマニュアルを作成した。

加えて、避難所運営委員会で様々なルールを作成する際の参考例、または、ルール未作成であっても災害時にそのまま活用できるように、ルール集を作成した。

(ウ) 男女共同参画等の視点

新規項目として、避難所開設・運営マニュアルに「性別・LGBT（性的少数者）への配慮チェックシート」や「授乳室及びおむつ替えルール」を作成し、より一層男女共同参画に配慮した内容とした。

また、高齢者、障害者、外国人等の特別な配慮が必要な方について、具体的な情報伝達方法等をまとめた「要配慮者への対応チェックシート」等を新たに作成し、様々な立場の方に配慮が行き届くような内容とした。

(エ) 市民等への周知

市ホームページに掲載するとともに、全ての避難所及び避難所運営委員会に対し、手引きを送付した。

なお、既に旧マニュアルをベースとして、より実践的なマニュアルに改善している委員会については、その取組みを否定するものではないが、新しいマニュアルの活用について推奨していく。

【深味委員】

避難所運営委員会の設立状況が、274 避難所のうち 255 か所が設立しており、残り 19 か所となっている。

19 か所のうち、6 か所については、元号が平成のうちに設立できる状況である。

それ以外の 13 か所については、設立が難しいというのが現状である。

特に、美浜区では外国人（特に中国人）の方が多く住んでいて、自治会とコミュニケ

ーションがなかなかとれずに、区役所の地域振興課も困っている。対策として中国語で対応できる国際交流課と横の連絡をとって、一緒に動いてもらいたい。

そのように対応しないと13か所のうち半分は設立できないであろう。

93%設立したというが、ちゃんと活動している避難所運営委員会は10%もいかない。避難所運営委員会は、自治会の役員が年度ごとに交代してしかたないからやるということが多いが、実際何をやっていいのかわからないという声を聞くことがある。

自治会の会長・役員は1年で変わることが多いが、事務局等の避難所運営委員会の上の組織を作ること、避難所運営委員会がうまく運営できるようになる。

実際、行政やボランティア等の力を借りず、自分たちだけで運営できている避難所運営委員会は、各区に3、4か所あり、そのような委員会は、その上に事務局を作っている。

このようなシステムを作ってほしい。

また、自治会の役員でないと運営委員になれないという条件を外してほしい。

やる気のある市民の方が、運営委員になることができれば、委員会の運営がうまくいくことになるからである。

自治会の役員は男性が多い。やる気のある女性は少なくないので、役員ではなくても自治会に入っている方であれば、運営委員会に参画できるように、システムを変えてほしい。

自治会の役員でなく、防災分野に積極的に参加する市民としては、ライセンス講座の受講者がいる。

ライセンス講座の受講者は少なくとも1000人はいるが、運営委員に組み入れたり、運営委員が難しければ、相談役・事務局員等に入れたりするなどを考えても良いのではないか。

そうすれば、自治会の役員が1年ごとに変わったとしても、事務局等の運営委員会の上の組織が管理していけば、うまくまわっていくと考えられる。

今回、避難所開設・運営マニュアルの改訂があったが、うまく運営されている委員会では、自分たちに合ったマニュアルを作っている。

私は、各避難所を回る活動をしているが、ゆくゆくは、それぞれの環境に合ったマニュアルを自分たちで作成してほしいと各避難所に回って話している。

避難所は行政や施設管理者が運営するのではなく、自分たちが生きるためにやるということを前面に出した文書を作ってほしい。

#### 【種池委員】

運営委員会に入るための条件については、課題であると考えている。

先日、小学校の体育館で避難所宿泊訓練をした。

その訓練について、先立ってやろうと話してくれたのは消防団であったが、学校で訓練ができないかと話をしたが、学校により断られてしまった。

その理由は、自治会関係であれば運営委員会に入ることを認めるが、避難所運営委員会のメンバーとしては認めないということであった。教育委員会と行政との話でそうなのかな。

結局、消防団には、オブザーバーとして訓練に参加してもらい、そのこともあり、訓

練がうまくいったと感じている。

避難所の受付の混雑をどのように解消するかについても課題がある。

受付時に何らかの資格を持っているかを確認することになるが、平常時から資格を持っている人を把握しておくことが大切ではないか。

一般論として、集合住宅の居住者は、避難所運営等について協力的ではないことが少なくなく、一戸建て居住者との間で温度差を感じる。

その温度差をいかに埋めていくのかも課題である。

**【浅野委員】**

事務局の方で、手引き・マニュアルを新たに作成しているが、男女共同参画課・社会福祉協議会・国際交流協会に回覧はしているのか。

**【防災対策課長】**

男女共同参画課には意見照会をしている。社会福祉協議会と国際交流協会の方については確認しないとわからない。

**【大木委員】**

社会福祉協議会には回覧されていない。

**【浅野委員】**

せっかく当部会が常設の機関であり、国際交流の視点やボランティアに関する視点で、機関ごとに知見があるはずなので、何か作成するときには回覧をしてほしい。

作成したのにもかかわらず、事前に回覧されていないのはもったいなかったと感じる。

例えば、資料1-2「平常時編」の4ページの「ワンポイントアドバイス」において、「女性特有のニーズがある（生理用品や更衣室、授乳室など）」と記載されている点についてであるが、内閣府の避難所運営ガイドラインにも明記されているが、生理用品・更衣室・授乳室という話にとどまらず、衛生、栄養、育児、介護という暮らしの目線に立つ必要がある。そうでなければ、震災関連死に繋がってしまう。熊本地震では、家屋倒壊での死者約50人に対して、震災関連死の死者は約200人と約4倍になっている。いまのままでは、将来起こり得る首都直下地震においても、同様の結果になってしまうおそれがある。

在宅避難者の支援も付随的な話ではすまなくなっている。

女性への配慮に関して、「生理用品・更衣室・授乳室については対応している」という考えでは、女性の運営委員は増えていかない。

衛生対策に本腰を入れて対応していかなければ、感染症の蔓延等の危険がある。

衛生対策が、極めて決定的な話であるということがこのマニュアルから伝わってこないというのが残念である。

また、平常時編11ページの避難所全体のルール of 物資配給ルールに関するイラストについても、女性がおにぎりを配っているもので、男女共同参画という視点からすると、もったいない。

このマニュアルは市の職員も使用するものなのか確認したい。

**【防災対策課長】**

職員も使用する。

**【浅野委員】**

そうであれば、2016年に内閣府が出した避難所運営ガイドラインの趣旨が生かされていないのは残念である。

当該ガイドラインでは、多様な主体の連携で避難所を運営していくことを強調している。

専門家・ボランティアの支援を、立体的に組み立てて関わるのが前提になっている。

特に衛生管理に関しては、行政職員、保健所、専門家、住民がしっかりと共同で対応していかななくては、大変な結果を招くことになる。さらに踏み込んだ取り組みを考えてほしい。

今年度、内閣府が避難所の役割に関する検討会を立ち上げ、そこに参加することになる。

共同で戦略的・専門的な質も確保された避難所における活動ができるようにするものである。

在宅避難支援に関して踏み込んでいる自治体が出てきていて、そのケースを標準にしていくということが考えられる。

議論が進んでくるという可能性があるというのは把握しておいてほしい。

#### 【山下部会長】

意見をいくつかいただいた。

避難所運営委員会の設置状況は93.1%と数値的には設置が進んでいるが、実際のところは様々な課題がある。

マニュアルの見直しの報告に関連して、資料1-2の4頁(1)避難所運営委員会とは、「地域の町内自治会、自主防災組織、避難所となる施設の管理者、市担当職員などが一体となって設立する組織」の部分の解釈について、避難所となる施設の管理者、市(区)担当職員により、解釈が異なっている可能性がある。

千葉市は90万人以上の人口がある大きな自治体であるため、市全体でどうすべきであるかという大きな議論を、ここでしていることになる。

そのような状況を踏まえると、ここで作るマニュアルで、要件や記述を限定的にするというよりは、むしろ、各区や更に小さいコミュニティで運用が可能となるようなメッセージ性のあるマニュアルにしないと、運用する側がしばられてしまうのではないかという課題がある。

つまり、4頁(2)に町内自治会、自主防災組織と書かれているところについて、今の段階で設立されている運営委員会が、結果的に、毎年継続されていくにつれて、町内自治会の任期・実態をみると、形骸化されていくおそれがある。

そうした観点では、柔軟性がある仕組みがあれば、避難所運営委員会の運営がうまくいくと考えられる。

事務局としては、このような点について、どう考えているか。

#### 【防災対策課長】

深味委員などの発言に関しては、市としても問題意識を持っている。

どういう手法ができるかについては今後の課題であるが、深味委員を始め、様々な経験をされている方に意見を伺いながら、今後どのような仕組みにしていくべきか、考えていきたい。

### 【山下部会長】

浅野委員に確認したいが、内閣府の避難所運営ガイドラインにおいて、避難所運営委員会の構成者について、どのように記載されているのか。

### 【浅野委員】

構成者については、書かれていない

内閣府の避難所運営ガイドラインは、住民がどのように自主運営をするかについて書かれており、どのような体制で運営するかについては、書かれていない。

### 【山下部会長】

避難所運営委員会の構成者については、好事例など事例集を作るところに、広がりを作っていくことが良いのではないか。

例えば、消防団やライセンス講座を修了した人が、運営委員会に入ることが想定されると書いてしまうと、形式的には運営委員会に入ることには問題ないが、それがあからうということで、運営委員会に入るのか否かという問題も出てきてしまうので、避難所運営委員会の構成員の中の互選において、構成者を決めていくことが好ましいと考える。

具体的に書くことで、マニュアルに縛られることがあるが、薄く書いてしまうことで、それにまた縛られてしまう可能性もある。

事例集のところで、避難所運営委員会の構成員について、市全体で注目する必要があるのではないか。

また、平常時編 P16 において、避難所運営委員会活動支援補助金が 2 万 7 千円となっているが、この執行率はどれぐらいなのか、避難所運営委員会の役員には、どういう方がなっているか、どれくらい入れ替わっているのか、ということについて、確認する必要がある。

避難所運営委員会の平常時の活動だけのために、2 万 7 千円を使って活動するとなると、市民も忙しい方が多いので、いくつかの委員会が一緒になって平常時は動いていくということも必要かもしれない。

補助金の使い方や避難所運営委員会の役員の構成等、来年度事務局から報告をいただきながら、マニュアルの今後の修正点等を検討していってもらえたらと感じた。

この委員会は、そもそも避難所運営マニュアルを作るところから始まっている。そこに、男女共同参画の視点を入れ、千葉県特有の課題として、外国人の視点を入れ、専門家の浅野委員に入っていただくことになり、先進的な仕組みを進めていくことになったという経緯がある。

先進的な仕組みとするために、事務局が避難所運営マニュアルの見直しを自主的にしていることについては評価しつつも、もう少しという意見も出てきているので、現場の状況を整理して、作った方が良いのではというのが全体的な意見ではないか。

衛生管理や健康管理等についての記載がある内閣府が出した避難所運営ガイドラインを再確認してもらい、今後の修正に反映させてもらいたい。

多くご指摘をいただいたのが委員構成について、避難所運営委員会の設置率 90% 超えというのは良いことではあるが、住民サイドからいうと、構成員が毎年変わっているのが大半の現状なので、そこを支えていく仕組みをどのように千葉県全体の中で考えて

いくということが、この委員会の中での議論となっている。

避難所運営委員会がなぜ必要なのかということを書きにしてほしいということについて深味委員からご指摘があったが、資料1-2 避難所開設・運営の手引き【平常時編】において、「発災直後からの混乱期において、住民自らが、生き残るための最低限のことを自分たちで最優先に行っていく必要がある」旨記載があり、このような記述を、資料1-3 避難所開設・運営の手引き【災害時編】の最初に記載しておけば、クリアできるのではないかと。

災害時に、一番初めに読まなければならないところに、メッセージ性を込めましょうというのが、今までいただいた中での意見だった。

他に意見はあるか。

#### 【種池委員】

2万7千円の補助金についてだが、口座の切り替えを毎年行うのが煩わしい。

誰が補助金を受け取るのかということについて、揉めることがある。

振込先が委員長となると、毎年委員長が代わると口座の切り替えの手続きが大変なのが現状である。

より高額な金額であれば煩わしさが軽減されると感じる。

2万7千円というのは、何を基準として出てきた金額なのか教えてほしい。

#### 【防災対策課長】

元々補助金は2万円だったが、各避難所運営委員会の活用状況を平均した時に、2万7千円になったという経緯がある。

#### 【種池委員】

誰を口座の振込先にしたら良いかという点はどうか。

#### 【深味委員】

事務局を作っている避難所運営委員会では、事務局長の口座を設定しているところが多い。

委員長が毎年変わったとしても、問題がない。

事務局で補助金を受け取っている場合は、決算書を作成する等して管理をしている。

#### 【防災対策課長】

美浜区などは、地域運営委員会の中の一つの補助金の項目として入れるなどして対応しているところもある。

#### 【種池委員】

浅野委員の講演を聞いたときに思ったことだが、核になる1つの委員会を作っておいて、有事の際は、集まった人で委員会を作っていくという2段階のシステムを作っていくのが必要ではないか。

#### 【山下部会長】

男女共同参画の視点についての意見はありましたが、外国人について、どうか。

#### 【廣田委員】

美浜区の外国人は、中国人の方が多いが、純粋な中国人ではない方が多い。

残留邦人の2世3世という方が多く、1世が残留し、教育を受けられていなかった方が多かった。2世までの方は、中国語の読み書きが難しい方もいて、3世になるとある



程度、日本語も含め読み書きができるようになってはいる。

国際交流課とも協力しているが、年配の方にどのようにアプローチをするかが課題である。ベースの中国語の理解が難しいのが現状であるので、年配の方に直接アプローチをすることが難しいと考えている。

中国語又は日本語が理解できる2世3世に向けて、説明をして、年配の方に伝えてもらうなど、やり方を変えていかななくてはならないと話が出ているところである。

#### 【山下部会長】

高齢者夫婦世帯については課題であると感じる。

家族とのネットワークがある場合は、災害時に助け合いが出来るとする、平時の支援の中で高齢者・障害者と共通の課題が残されている。

13か所は避難所運営委員会設置が難しいということに関して、どのように行政として捉えているか。

種池委員からの話であったが、平時の避難所運営委員会の活動と、災害時の集まれる人がする委員会の活動という違いは当然ある。平時の時は、要注目地域として把握していて、災害が起こったときは、行政の方が積極的に入っていくという認識があるのか確認しておきたい。

#### 【防災対策課長】

19か所が未設置という報告をさせていただいた。

中央区は市民会館で設置できていない。

花見川区は4か所であったが、そのうち緑ヶ丘中学校は稲毛区・花見川区との境目にあり、今、話を進めている状況で稲毛区の方で引き取るという話で進んでいる。他の3か所も設置できる見込みである。

若葉区については、大宮高校が設置されていなかったが、設置に向けて話が進んでいる。

美浜区については、13か所が未設置となっている。行政としてもアプローチが弱かったのが原因の1つであるという認識である。

13か所のうち4か所は設置の方向で動いていて、13か所一挙にというわけにはいかないが、徐々に設立の話を進めているというのが現状である。

#### 【山下部会長】

避難所運営マニュアルは、この委員会における指摘を受け止めてもらった上で、改定をして報告をしてほしい。

浅野委員から避難所運営委員会のあり方の中で立体的にという話については、同じことを考えていて、避難所運営委員会が出来たあと、ガイドラインに記載されている外部支援者（社会福祉協議会、NPO、ボランティア）と避難所運営委員会がどう関わっていくかについては、各委員会に任せるだけではなく仕掛けを作っていく必要がある。

運営のマニュアルの想定は、今後考えていかななくてはならないと感じている。

外部支援者との協力、外部支援者からの支援受け入れというところの調整をどのように誰が図るかという、社会福祉協議会、地域活動のコーディネーター役をしている人（地域包括支援センター等）、DMAT、DWATという人たちが、連携していくことになる。

避難所運営委員会、行政担当者、外部支援者との間で定例的な会議を作って、健康面・生活面等に関して、定例会議で話し合っていくというようなことをやっていけば、住民が自ら被災者として、外の支援者のどこの誰と話していけばいいのかコツを学ぶことが出来るので、厳しい状況においても、見通しが立てることができる。

そういったことを、マニュアルなどとは別の形で、平時のプログラムの一つでも良いので、進めていくと良いのではないかと。

## ※ 議題2に移る前に、浅野委員からの資料説明

### 【浅野委員】

不適切な支援で乳幼児が死亡したり、体調を崩したりするという事例が海外で起きている。適切な栄養供与をするために、国連機関が NGO と連携してガイドラインが作られている。

一番懸念していることは、4月から液体ミルクの製造が国内で始まることで、これが大問題になるのではないかと考えている。

液体ミルク・粉ミルク（以下、「母乳代用品」という。）のいずれであっても一斉配布を阻止する必要がある。母乳の中には、菌を殺す細胞が含まれているが、母乳代用品には含まれていない。

阻止した上で、必要な人、一人ひとりに対し評価（アセスメント）して、必要な人に最小限の母乳代用品を提供するという対応を執るべきである。

表のページの「ポイント」を参照してもらいたいですが、母乳代用品を提供するスタッフをトレーニングする必要がある、場当たりの支援をしてはならないため、実際に提供する場合には、専門家等のコーディネーションの元で行われるべきである。

「乳児用のミルク栄養のリスクを最小限に」とあるが、母乳代用品や器具（乳児用ミルク、哺乳びん、搾乳器）は寄付してはいけないし、受け入れてはいけないのが原則である。

被災地が必要に応じて、購入するのは構わないが、汚れた哺乳びん等で授乳をして体調を崩して死亡するという危険性がある。現実に海外でミルクを配ってしまったがゆえに、死亡率が増したというケースがある。粉ミルクであれば、お湯を沸かす必要があり、哺乳びんを洗浄しなければならないというハードルがあるため、このような問題が抑え込まれていた可能性がある。

いずれにしても、大災害で、あらゆるところで、行政やボランティア団体・女性団体が、液体ミルクを配ろうとしたときに、このような危険性があるということを把握しておく必要がある。

東日本大震災では、ミルクが足りないというニュースが流れたことにより、沢山の粉ミルクが寄付されたが、普段母乳で育てている被災者が、粉ミルクを使わないと申し訳ないという気持ちから、救援物資のミルクに切り替えたというケースがあった。

母乳支援のスペシャリスト（助産師・小児科医等）と行政、NPO等ボランティア団体が、連携して災害時の栄養の救援計画を立てておくということが、国際ガイドラインで推進しているところである。

今後、全国の地方議員が母乳代用品を導入せよと訴えるということが考えられる。

母乳代用品が全くいらぬとは考えていないが、温度を 25℃で管理しなければならないこと、濃度が不均一になりそれを飲んだ乳幼児が体調を崩すおそれがあること、6 か月しか持たないこと、お金がかかることも考慮すると、仮に導入するとしたら、最小限の量を保健所等適切に管理が出来る場所で保管しておいたり、企業との協定を結んでおいたりということでは十分であると考えられる。

首都直下地震や南海トラフ地震等、東日本大震災以上に膨大な数の被災者が出て、情報・物資のコントロールが十分にできず、また、衛生管理もしっかりできない中で、母乳代用品に関係して命を落とす乳幼児が出てくると考えられる。

そこで、避難所のコーディネーションに関わってきて、母子の救援というのは、小学校区等避難所レベルの小さな地域で、行政・専門家・ボランティア等が連携しながら、正しい情報を出して、授乳環境を適切に作って、精神面もサポートしながら、ミルクだけで生きている乳児には、安全にミルクを飲めるように適切に提供する必要がある。

在宅避難者の中にも多くの乳幼児が取り残される可能性があるため、母子救援を通して、専門家と現場との連携、在宅避難者支援を積極的に検討してもらえると良いのではないかと考えている。

そうしていくことで、その先に障害者支援等に良い展開が出来てくるのではないかと考えている。

## イ みんなで考えよう！避難所のこと 男女共同参画の視点で避難所運営を实践するための情報・ヒント集

### 【荒井委員代理】※説明概要

(ア) みんなで考えよう！避難所のこと 男女共同参画の視点で避難所運営を实践するための情報・ヒント集とは

女性やこども、乳幼児など配慮が必要な方のニーズを取り入れた避難所運営を实践するための情報・ヒント集で平成29年3月発行（2,000部）

(イ) 作成経緯

男女共同参画センター講座「防災講座&ワークショップ」（平成26年度から実施）において、男女共同参画の視点から様々な立場の人たちに配慮した被災者支援について考える際の参考となるような冊子が必要と考え、「平成28年度指定管理者研究事業」のテーマとして、取り組んだ。

※冊子自体はマニュアルではなく、避難所開設・運営訓練や各地区の避難所運営委員会で、「マニュアルを作成する際のヒント集」として活用できるようまとめたもの

(ウ) 作成体制

「研究事業」及び「防災講座&ワークショップ」の男女共同参画センター担当職員を中心に研究・検討するとともに、講座の講師や市の防災対策課の指導・意見のもと作成

(エ) 主な内容

- 避難所での生活で困ることは？
- 避難所の責任者には男女両方を配置しましょう！
- 誰もが安全・安心な避難所レイアウト
- 避難所で起こるさまざまな問題と対策

- ・ 男女共同参画の視点を入れた避難所運営訓練
- ・ 非常時の持出品・備蓄品チェック表（妊産婦・乳幼児用）
- ・ 避難所チェックシート

(オ) 主な配布先

- ・ 各区町内自治会連絡協議会総会
- ・ 防災対策課主催「防災ライセンス講座」
- ・ 男女共同参画センター主催「防災講座&ワークショップ」

(カ) 特徴

- a 女性や乳幼児などに対するプライバシーや安全面など、これまで配慮の視点が不足していたポイントを解説。LGBT（性的少数者）についても記載。
- b 運営組織を図で例示、避難所のレイアウト例を掲載など、視覚的に理解しやすいよう工夫

【浅野委員】

情報・ヒント集は、作ったままではもったいないと感じるので、今後活用して行ってほしい。

昨年、花見川区と緑区において、当該情報・ヒント集を使ったワークショップに参加した際に、ワークシートを作成した。

本日の部会を通して、外国人・障害者に対する支援、災害ボランティアセンター・国際交流協会との連携が必要であり、多様な視点を入れてワークシートを作っていく必要があると感じたので、今後ヒアリングをさせてほしい。

ウ 被災地派遣の報告

【危機管理課長】※報告概要

(ア) 対応概要

a 職員の派遣

広島県坂町へ、災害マネジメント総括支援員（随行含む）として2人×14日  
建物被害認定調査として、税務部職員10人×5日

広島県呉市へ、被災者の健康相談等のため、保健師等を3人×39日

b 災害見舞金

岡山市、広島市、北九州市、岡山県、広島県、愛媛県に各50万円

c その他

災害派遣等従事車両証明書の発行、被災者への市営住宅の供与等

(イ) 被害状況を被災前後の航空写真等で説明

(ウ) 避難所での洗濯事情

(エ) 被災地派遣活動を踏まえて

a 応援職員の派遣について

- ・ 総務省の枠組みに各省庁からの職員派遣情報が集約されるとよい
- ・ 応急対策から復旧・復興フェーズを見据えた支援が必要である
- ・ 建物被害認定調査業務は先遣隊の派遣を検討すべきである

b 被災自治体の現状・課題

- ・ 小規模自治体は職員数も少なく単独での大規模災害への対応は難しい
- ・ 職員の休息・適切な勤務ローテーションが組めない
- ・ 災害時のマニュアル整備だけでなく訓練が必要
- ・ 復旧復興計画の策定が困難
- ・ その他（災害対策本部運営、避難所集約、町外住宅、役場職員の情報共有不足等）

#### c 被災者の立場

- ・ 迅速な 災証明発行の重要性
- ・ 被災者用住宅の早期提供と生活用具の支援
- ・ 在宅避難者の把握と支援
- ・ 住民主体の避難所運営の必要性、重要性を再確認した
- ・ 避難所生活の QOL の向上

#### 【山下部会長】

大規模災害に対する自治体職員派遣のシステムが定着しつつあると感じた。

災害ボランティアセンターには、千葉市社協も派遣されていたと思うが、報告等何かあるか。

#### 【大木委員】

千葉市社協では、災害ボランティアセンターの運営支援ということで、関東ブロックで千葉県と共に職員を派遣した。

7月末から10月の中旬まで、7人（1人あたり1週間程度）を広島県の坂町と安芸区に派遣した。

業務内容は、ボランティアの受付、内容の説明、資材の補充、住人のニーズの把握・実際に来られたボランティアの方に、派遣先を決める等であった。

ボランティアの業務の大半が、床下の土砂の搬出、床・家財等の清掃、土嚢の敷き詰め等であった。

千葉市社協では、災害ボランティアセンターの運営について、職員だけでは対応が困難であると想定し、災害時に事務局を手伝っていただくボランティアを募集しており、約100人登録してもらっている。その方々と共に、講座を開いたり、訓練を行ったりしている。

千葉市社協としては、千葉市側（地域福祉課）と災害ボランティアセンターに関する協定を結びたいと考えている。

#### 【山下部会長】

千葉市としてどのように災害に備えるかということについて、多くの意見をいただいた。

応援職員側は、気持ちを持って被災地に入るが、受け入れ側は被災者でもある。

被災地の職員に対し、判断を求める問いかけをしてしまうと、答えに窮して負担がかかる。

応援職員側の姿勢を、行政職員が重視する公平性・効率性という視点だけではなく、被災者側の気持ちに立ったものとするために、トレーニングしていくことも必要である。

高齢者・障害のある方・低所得者・1人親家庭等生活の再建の見込みが立たない方もいる。複合的な課題があって、相談が十分に平時もできていない可能性が高い。そうい

った声の聞き役となっているのが、生活支援相談員である。災害ボランティアセンターの延長線上の社協の生活支援の仕組みとして、生活支援相談員の仕組みが動いている。

災害ボランティアセンターと生活支援相談員を含めた約束事のようなものを千葉市と千葉市社協との間で、結んでおけば、結果として、避難所の運営について平時にどのように進めていくべきかという視点が進むのではないか。

そういった意味で、坂町派遣に関する先ほどの報告は示唆に富んでいると感じた。

西日本豪雨や熊本地震の東日本大震災との違いは、家が流されてしまって全くないという状況ではない被災者が、在宅で生活している、いわゆる在宅避難者が多くいたという点である。

将来的に千葉市で災害があった場合も、在宅避難・車中生活等を選択するということが出てくる可能性がある。

千葉市は全国的にみれば都会で、人と人とのつながりが坂町と違ったものとなっており、平時にコミュニティの中で生きている人と、そうでない人との生活の姿の差が如実に現れてくることが想定される。

こういったことも今後考えていかななくてはならない。

### (3) 閉会